

2004年5月6日
日興コーディアル証券株式会社

日興コーディアル証券がマスミューチュアル生命の 一時払定額年金「MassFiesta (マスフィエスタ)」の販売を開始 ～ 日本の生保商品で初めて「即時払年金特則」を開発 ～

日興コーディアル証券株式会社（本社：東京都千代田区、取締役社長：有村純一、以下「日興コーディアル証券」）は、マスミューチュアル生命保険株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長兼 CEO：平野秀三、以下「マスミューチュアル生命」）が開発した新商品、一時払定額年金「MassFiesta (マスフィエスタ)」を本年5月10日から全国の本支店で販売開始いたします。

「MassFiesta (マスフィエスタ)」は、日本の個人年金市場において大きな販売実績を持つ日興コーディアル証券と、年金保険の開発において長い歴史と豊富な経験を持つマスミューチュアル・フィナンシャル・グループが、それぞれの強みを生かすことによって誕生した、これまでにない新しい特長を持つ定額個人年金保険です。

「MassFiesta (マスフィエスタ)」の主な特長

日本の生保商品で初、据置期間“ゼロ年”が可能な「即時払年金特則」

「MassFiesta (マスフィエスタ)」は、これまでサードエイジのライフ・プランニングにおいて支障となるケースが多かった、いわゆる“長い据置期間”の問題を解決するため、据置期間を1～10年（1年単位）の範囲内で自由に設定することを可能にしました。さらに「即時払年金特則」を付加することにより据置期間は“ゼロ年”となり、年金の受取開始を最短で契約後3ヵ月にすることが可能になります（年4回払を選択した場合）。

円建定額年金で初、年金原資額保証「ロングバリュー年金」(保証金額付終身年金)

年金の受取方法で「ロングバリュー年金」(保証金額付終身年金)を選択することにより、終身年金でありながら年金原資額が最低保証されます。円建定額年金保険で保証金額付終身年金を選択できるのは「MassFiesta (マスフィエスタ)」だけです。

業界最高水準、契約年齢の上限85歳

据置期間を短くすることにより、契約年齢の上限を業界最高水準の85歳に設定することが可能になりました。

「MassFiesta (マスマフィエスタ)」の販売開始に際して、日興コーディアル証券常務執行役員、北林幹生は、「当社は、お客様の人生の“祝祭 (Fiesta)”をより鮮やかに彩るプランとして、このマスマフィエスタをご提案いたします。今回、マスマチュアル生命とのパートナーシップにより、今までにない新しい機能を満載した商品をご提案することが可能となりました。変額年金に加え、マスマフィエスタを当社の商品ラインアップに追加することで、あらゆるお客様のニーズにお応えできるものと考えております。」と、述べています。

また、マスマチュアル生命代表取締役社長兼 CEO、平野秀三は、「当社は時代が求める安全・確実な定額年金保険を、これまでとは違う新しい考え方のもとに開発いたしました。豊富な経験とノウハウを持つ日興コーディアル証券とのパートナーシップは、より多くのお客様に豊かなサードエイジのためのソリューションをご提供できる機会になることと確信いたしております。」と、述べています。

「マスマチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。1907年営業開始、2003年9月末現在の総資産は4,941億円、2004年3月末現在の資本金は140億円です。当社は世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ(S&P)より「AA-」の評価を受けています。マスマチュアル生命のURL www.massmutual.co.jp

「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」は、2,850億ドル(30兆5,347億円)を超える運用資産を有する、国際的、多角的、成長指向型の金融サービス組織です。グループの各企業は生命保険、年金、所得補償保険、長期介護保険、退職プランニング商品、資金運用、その他金融商品・サービスを提供しています。

グループの中核となる生命保険会社マサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは主要格付機関よりそれぞれ最上級およびそれに準じた格付けを付与されており、極めて強固な財務基盤を有する生命保険会社です。

(スタンダード&プアーズ:「AAA」、フィッチ:「AAA」、A.M.ベスト:「A++」、ムーディーズ:「Aa1」)

「マスマチュアル・フィナンシャル・グループ」はマサチューセッツ・ミュチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびその関係会社を指すマーケティング・ネームです。関係会社にはオープンハイマー・ファンド・インク、デヴィッド・L・パブソン&カンパニー・インク、コーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・インク、マスマチュアル・インターナショナル・インク、MML・インヴェスターズ・サービス・インク、ザ・マスマチュアル・トラスト・カンパニーFSB、アンタレス・キャピタル・コーポレーション、MML・ベイ・ステート生命保険会社、C.M.生命保険会社が含まれます。

マスマチュアル・フィナンシャル・グループのURL www.massmutual.com

上記の格付けは2004年4月30日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて保証するものではありません。

< 添付資料 >

(1) MassFiestaの仕組み図と概要

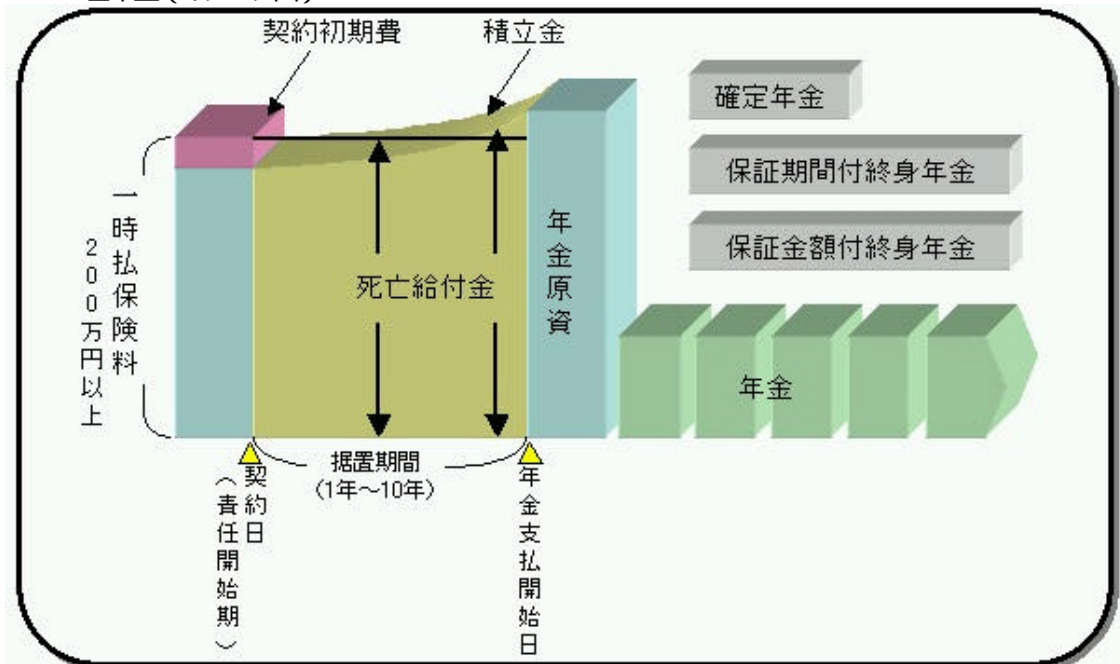
.MassFiesta (一時払定額年金保険)とは

MassFiestaは、被保険者が所定の年齢に達した時から年金を支払うことを主な内容とした保険料一時払の保険で、給付の内容は次のとおりです。

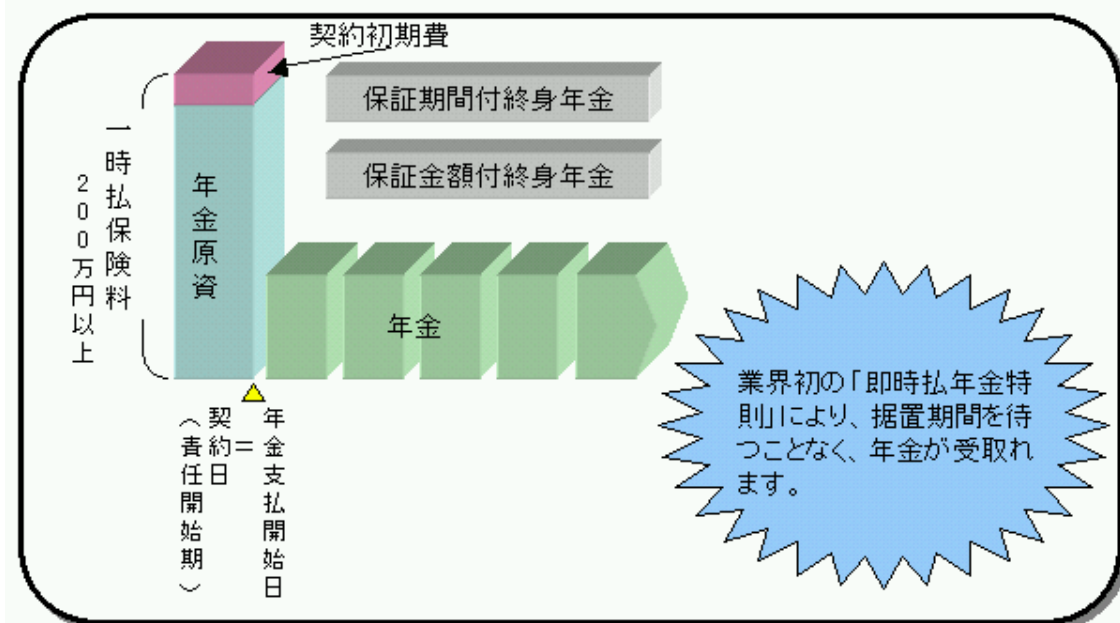
1. 年金および死亡一時金
2. 死亡給付金 (被保険者が、年金支払開始日前に死亡した時に支払います)
3. 災害死亡給付金 (被保険者が、年金支払開始日前に不慮の事故により死亡した時に支払います)

.仕組み図

1. 基本型 (イメージ図)



2. 即時払年金特則付き (イメージ図)



.商品概要

項目	内容	
商品名	MassFiesta (マスフィエスタ)	
契約者	被保険者からみて二親等以内の親族、法人	
被保険者	16歳～85歳(保険年齢)	
年金受取人	契約者または被保険者	
死亡給付金受取人	被保険者からみて二親等以内の親族	
一時払保険料	契約年齢70歳未満	200万円以上かつ年金年額3,000万円以内
	契約年齢70歳以上	200万円以上5億円以内 かつ年金年額3,000万円以内
増額	取り扱いません。	
保険料払込方法	一時払のみ	
予定利率	市場金利情勢に応じて毎月設定。設定後の予定利率は、契約時から年金受取期間を通じ一定です。	
据置期間	0年以上10年まで 1年刻み 据置期間が 1年以上の契約の場合、1年単位で延長のみ可能。ただし、最長10年かつ90歳まで。	
死亡給付金	被保険者が死亡した日における積立金相当額または一時払保険料相当額のうち大きい金額	
災害死亡給付金	一時払保険料の10%相当額	
遺族年金支払特約	特約の付加により、死亡給付金および災害死亡給付金の全部または一部を確定年金で受取ることができます。	
年金種類 (カッコ内は年金支払または保証期間)	年金種類	
	確定年金(10年・15年・20年・25年・30年) 据置期間1～3年の場合、支払期間は15年以上になります。	
	保証期間付終身年金(10年・15年・20年・25年・30年)	
	保証金額付終身年金	
	<p>年金支払いにかえて、一括で受取ることができます。</p> <p>ただし、保証金額付終身年金については、年金支払開始日からその日を含めて10年以内</p> <p>契約日から10年に満たない間に年金一括支払を受けた場合は、年金一括支払控除と市場価格調整控除がかかります。</p> <p>即時払年金特則を付加した場合に選択できる年金種類は、保証期間付終身年金と保証金額付終身年金のいずれか一方です。</p>	

項目	内容		
年金支払期日	即時払年金特則無	年4回支払	年金支払日、3ヶ月後、6ヶ月後および9ヶ月後の月単位の応当日
		年2回支払	年金支払日および6ヶ月後の月単位の応当日
		年1回支払	年金支払日
	即時払年金特則有	年4回支払	年金支払日の3ヶ月後、6ヶ月後、9ヶ月後および12ヶ月後の月単位の応当日の前日
		年2回支払	年金支払日の6ヶ月後および12ヶ月後の月単位の応当日の前日
		年1回支払	年金支払日の12ヶ月後の月単位の応当日の前日
継続年金受取人	年金受取人が死亡した場合に契約上の一切の権利義務を承継する		
	年金受取人からみて二親等以内の親族を指定		
	指定のない場合は、被保険者とし、被保険者がいない場合は年金受取人の法定相続人		
減額	年金支払開始日前に限り、いつでも可能。ただし、減額後の年金額が10万円に満たない場合は取り扱いしません。減額分は解約扱いになります(解約の項参照)。		
解約	年金開始日前に限り、いつでも可能。ただし、解約控除と市場価格調整控除がかかります。		
契約者貸付	積立金の40%の範囲内で可能。		

保険年齢

保険年齢を使用して契約年齢を求めるには、契約日を基準として、被保険者の満年齢を計算します。1年未満の端数については、6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超のときは切り上げて満年齢に1歳を加算します。

(2) 諸費用

すべての契約にかかる費用

項目	目的	時期
契約初期費	一時払定額年金契約の締結に必要な費用	契約締結時に一時払保険料から控除します
保険関係費	死亡給付金・災害死亡給付金のお支払いや、契約の維持などのために必要な費用	契約に適用されている予定利率から保険関係費分の利率を控除します。 2

1 契約初期費を控除した金額が、契約日時点での積立金(即時払年金特則付加時は年金原資)となります。

2 実際の積立金利回りは(予定利率 - 保険関係費)となります。

特定の契約にかかる費用

項目	費用	時期
解約控除	契約日から減額時または解約時等までの経過年数に応じ、解約控除対象額に対し、2.0%~0.2%	契約日から10年未満の減額時または解約時等
年金一括支払控除	契約日から年金の一括支払時までの経過年数に応じ、年金一括支払控除対象額に対し、2.0%~0.2%	契約日から10年未満の年金の一括支払時
市場価格調整 (MVA)	契約日から減額時、解約時または年金の一括支払時等までの経過月数に応じ、それぞれの対象額に対し、40%~0%	契約日から10年未満の減額時、解約時または年金の一括支払時等

解約控除率

減額、解約の際に積立金から控除されるものです。

解約控除率は、契約時からの経過年数に応じて次のとおりとします。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
解約控除率	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%

年金一括支払控除率

年金支払開始後、一括で受取る際に、基準となる金額から控除されるものです。

年金一括支払控除率は、契約時からの経過年数に応じて次のとおりとします。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
年金一括支払控除率	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0.0%

以上